

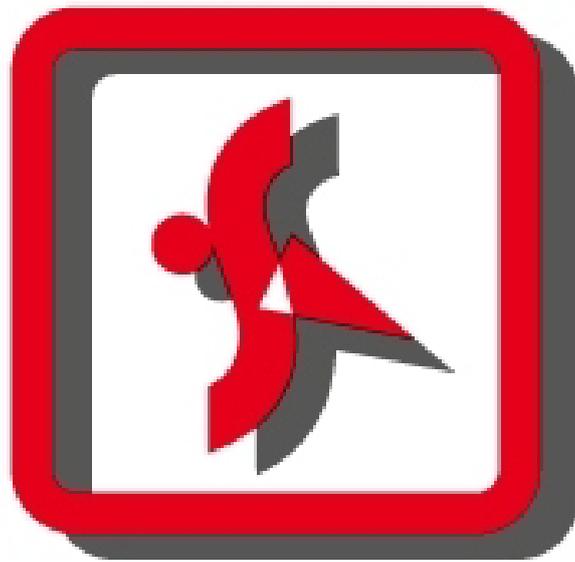
令和4年度

スポーツ振興基金助成金

(選手・指導者研さん活動助成)

受給手続きの手引

※パラリンピック競技等対象



スポーツ振興基金

令和4年4月

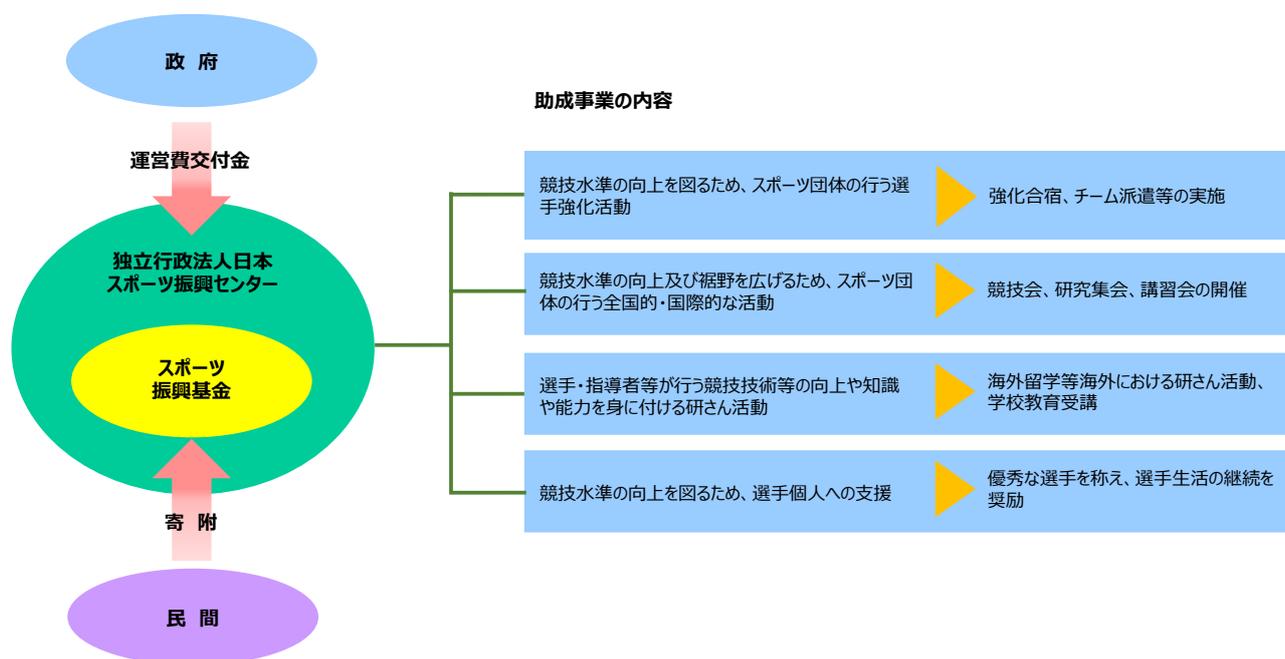
独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興基金助成金について

スポーツは、国民の心身の健全な発達に資するとともに、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものです。特に、我が国の国際的な競技水準の向上を期して、選手や指導者が安心してスポーツ活動に打ち込めるようにするとともに、スポーツの裾野を拡大するための施策を講じることは、国民のスポーツに対する意欲や興味を喚起し、広く我が国のスポーツの普及・振興を図る上で大きな意義を有しています。

このため、政府は平成2年度に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの前身である日本体育・学校健康センターに出資し、スポーツ振興基金を設置しました。現在は、民間からの寄附金に基づく基金の運用益や政府からの運営費交付金等により、スポーツ団体、選手・指導者等が行う各種スポーツ活動等に対して助成を行うこととしています。

なお、本選手・指導者研さん活動助成の財源には、スポーツくじ（toto・BIG）の収益も活用されています。



目次

令和4年度スポーツ振興基金助成金受給手続きについて	(頁)
1 助成の概要	3
2 助成の流れ	7
3 推薦手続きについて	10
4 助成決定者の選定及び交付決定の手続きについて	11
5 報告書類の提出について	13
6 助成金の額の確定について	14
7 助成金の交付（支払）について	14
8 助成活動の中止・変更について	15
9 交付決定の取消し及び罰則について	15
10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について	15
11 助成金を受給する上での留意事項等（重要）	16
12 その他	16
13 お問い合わせ先	17
14 提出書類チェック表	18

用語説明

J S C	独立行政法人日本スポーツ振興センター
J P C	日本パラリンピック委員会
N F	助成対象者が所属する統括競技団体
助成対象者	助成の対象となる者（J P CにおいてN Fと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等）
助成決定者	助成対象者のうち、助成金の交付決定を受けた者 （助成金交付決定通知書を受領した者）

1 助成の概要

(1) 目的

我が国における優秀な選手及びその指導者等が行う競技技術等の向上や将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を身に付ける研さん活動に対して助成を行うことにより、選手及びその指導者等の能力育成を図ることを目的としています。

(2) 助成対象活動

助成の対象となる活動は、次に掲げる活動とします。

ア 海外研さん活動

選手及びその指導者等が競技技術等の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動

イ 能力育成教育

選手又は選手であった者が将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校及び同法第124条に定める専修学校における教育）

なお、助成対象活動は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に実施するものとします。

(3) 助成対象者

助成の対象となる者は、JPCにおいてNFと協議の上、推薦のあった選手及び指導者等とし、次に掲げる者とします。

ア 海外研さん活動

- (ア) JPCがエリートA、エリートB又はユースエリートに認定した選手
- (イ) JPCが特に推薦するJPCが認定した強化スタッフ

※海外研さん活動の人数は、JPC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

イ 能力育成教育

- (ア) JPCがエリートA若しくはエリートBに認定した選手又は選手であった者
- (イ) 次のいずれかの規程又は要項に基づく顕彰又は表彰を受けた選手又は選手であった者
 - 1) スポーツ功労者顕彰規程（昭和43年11月14日文部大臣裁定）
 - 2) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会優秀者顕彰規程（平成6年文部省令第二号）
 - 3) オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成4年8月10日文部大臣裁定）
 - 4) 国際競技大会優秀者等表彰要項（平成9年9月3日文部大臣裁定）

5) パラリンピック競技大会成績優秀者等厚生労働大臣表彰要綱（平成8年10月17日厚生大臣決定）

6) デフリンピック競技大会入賞者等表彰要項（平成27年3月12日文部科学大臣決定）
（ウ）（ア）及び（イ）以外で、特に優れた成績を収めたと理事長が認めた選手又は選手であった者

※能力育成教育の人数は、JPC及びNFと協議の上決定した範囲内とします。なお、必要に応じて、推薦者に推薦順位を付してください。

なお、以下に該当する者は原則対象者とはなりません。

① 国庫補助等による助成を受けている選手及びスタッフ

例) 競技力向上事業助成金の「コーチ等設置事業（スタッフ会議開催事業を除く。）」において賃金又は謝金を受給している者、ハイパフォーマンスサポート事業スタッフ、アスリートパスウェイの戦略的支援事業スタッフ、次世代ターゲットスポーツの育成支援事業スタッフ、有望アスリート海外強化支援事業ターゲットアスリート及びそれに付随するコーチ・トレーナー・サポートスタッフ

② JSCの広報活動等に協力しない選手及び指導者等

例) JSC事業の広報、「スポーツの日」関連行事等

※NFの規定やスポンサー等との契約等により協力できない場合は個別にお問い合わせください。

(4) 助成対象期間

助成対象期間は、次に掲げるとおりです。

ア 海外研さん活動

原則として6か月以内とし、競技技術等の向上又は受入先の事情等により特に必要と認められる場合は、1年を限度とします。

イ 能力育成教育

原則として2か年度以内とします。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

なお、交付の申請は、事業年度ごとに行ってください。

(5) 助成対象経費

助成の対象となる経費は、次の表に定めるとおりとします。

また、実施要領別表「助成対象経費の基準等」及び会計処理の手引（令和4年度用）も併せてご確認ください。

助成対象活動	助成対象経費	備考・摘要
海外研さん活動	旅費	
	渡航費	・1往復分のエコノミークラスの費用が対象
	滞在費	・定額（国家公務員等の旅費に関する法律昭和25年法律第114号第35条に規定する日当・宿泊料に当該旅行日数を乗じた額を超えない額）を支給 ※居住地又は宿泊場所を提供される場合、宿泊料は対象外
	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、出入国に際し必須である等、海外における研さん活動に直接必要な経費 ・例：PCR検査又は抗原定量検査費用、出入国後一定期間の隔離に必要な宿泊料（1往復分かつ各国が定める日数に限る。）
	その他競技技術の向上を図るために行う海外留学等海外における研さん活動に直接必要な経費	
能力育成教育	旅費	・公共交通機関を利用した、通学費（授業期間中）が対象 ・自家用車やバイクでの移動に係る費用は対象外
	スポーツ用具費	・助成対象活動のみで使用し、かつ、履修教育機関から購入する事を指示された場合のみ対象
	消耗品費	
	通信運搬費	・学会投稿等に必要な場合のみ対象
	雑役務費	・対象経費の支出に係る銀行振込手数料
	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策経費	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、履修教育機関から指示される等、学校教育に直接必要な経費 ・例：PCR検査又は抗原定量検査費用
	その他将来に向けて、職業や实际生活に必要な知識や能力を育成するために受ける学校教育に直接必要な経費	・例：入学金、授業料 ※保険料や後援会費は対象外 ※個人の研究に係る費用は対象外

※令和4年3月31日以前の経費は、助成対象経費となりません。

ただし、能力育成教育において、令和4年3月31日以前に、令和4年度に学校教育を受けるために履修教育機関へ必ず支払わなくてはならない経費（入学金、授業料等）については、助成対象経費となります。（令和3年度以前に入学した場合の入学金や令和3年度以前の授業料等は、助成対象経費となりません。）

※令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、助成対象活動に直接必要と認められる経費は、助成対象経費の合計額に10%を乗じた額を上限とし、助成対象経費となります（他の助成対象経費と同様、領収書等の収支に関する証拠書類の提出が必要となります。）。ただし、日常的に必要となるマスクや消毒用アルコール購入等の消耗品費や、助成決定者が自主的に行ったPCR検査又は抗原定量検査費用は、助成対象経費となりません。

※助成対象経費については、必ず収支に関する証拠書類（領収書等）の提出が必要となります。また、収支に関する証拠書類については、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管する必要がありますので、ご注意ください。

(6) 助成金の額

助成金の額は、定額（千円未満切捨て）とし、助成金の額の上限額は次に定めるとおりとします。なお、助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額（千円未満切捨て）のいずれか低い額とします。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成活動の収入総額が、支出総額を上回るときは、確定しようとする助成金の額から上回った額（千円未満切上げ）を減じた額を確定額とします。

ア 海外研さん活動

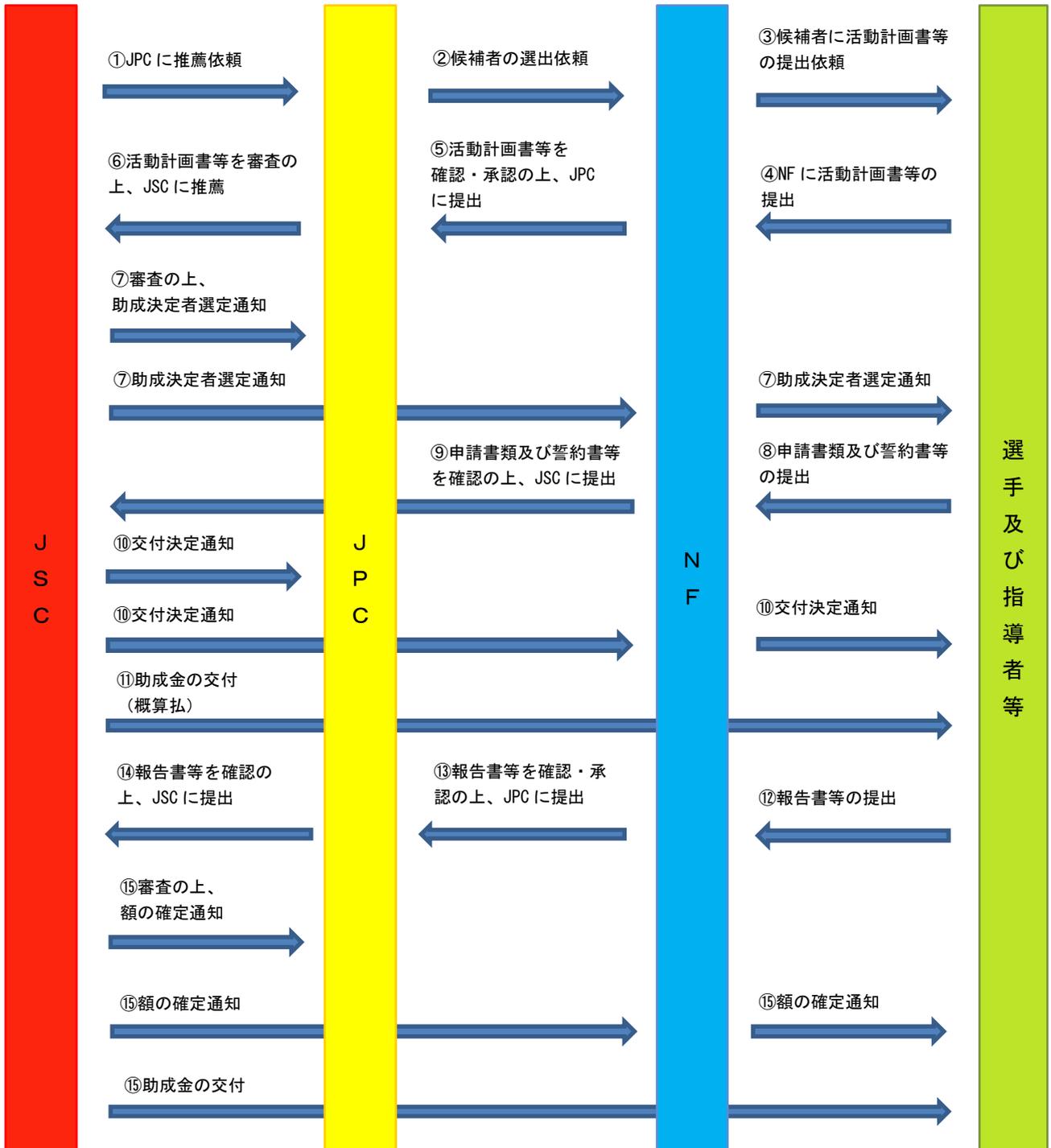
助成金の額は、スポーツ振興基金助成金実施要領の「助成対象経費の基準等」により算定した額とします。

イ 能力育成教育

助成対象経費は、次の表に掲げる額を限度とします。

履 修 教 育 機 関	助 成 対 象 経 費 限 度 額
大学・大学院（修士）	1, 920千円（160千円×12ヶ月）
大学院（博士）	2, 160千円（180千円×12ヶ月）
大学院（専門職学位）	2, 400千円（200千円×12ヶ月）
短期大学、高等専門学校、専修学校	1, 680千円（140千円×12ヶ月）

2 助成の流れ



時 期	No.	事 項	該 当 者	内 容
4 月	①	助成対象者の推薦依頼	J S C	➤ J S Cは、J P Cに助成対象者の推薦を依頼します。
	②	候補者の選出依頼	J P C	➤ J P Cは、N Fに候補者の選出を依頼してください。
	③	活動計画書等の提出依頼	N F	➤ N Fは、候補者を選出し、候補者に所定の活動計画書等（P 1 0参照）の提出を依頼してください。
	④	活動計画書等の提出	選手等	➤ 候補者は、活動計画書等（P 1 0～1 1参照）をN Fに提出してください。
5 月	⑤	活動計画書等を確認・承認の上、提出	N F	➤ N Fは、候補者から提出された活動計画書等を確認・承認した上で、とりまとめてJ P Cに提出してください。
	⑥	助成対象者の推薦	J P C	➤ J P Cは、N Fと協議をし、活動計画書等を審査した上で、必要に応じて推薦順位を付して、助成対象者を決定し、所定の推薦書類（P 1 0参照）をJ S Cに提出してください。
6 月	⑦	助成決定者の選定	J S C	➤ J S Cは、活動計画書等について審査し、助成対象者の中から、助成決定者となる者を選定して、助成対象経費の上限額を決定します。 ➤ J S Cは、選定された選手・指導者等、N F及びJ P Cに対し、助成決定者選定通知等を送付します。選定されなかった選手・指導者等に対しては、その旨を通知します。
	⑧	申請書類及び誓約書等の提出	選手等	➤ 選定された選手・指導者等は、申請書類と誓約書等（P 1 2参照）をN Fに提出してください。
	⑨	申請書類及び誓約書等を確認の上、提出	N F	➤ N Fは、選定された選手・指導者等から提出された申請書類及び誓約書等（P 1 1～1 2参照）を確認した上で、J S Cに提出してください。
7 月	⑩	交付決定	J S C	➤ J S Cは、提出された申請書類及び誓約書等をもって、助成金の交付決定を行い、助成決定者、N F及びJ P Cに対し、交付決定通知書等を送付します。

12月	⑪	助成金の交付 (概算払)	選手等 ・ J S C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成決定者は、助成金の概算払が必要な場合、N Fを通じて助成金概算払申請書 (P 1 4 参照) をJ S Cに提出してください。J S Cは、申請に基づき、助成決定者に交付決定額の半額を概算払します。
4月 又は活動 完了後 (30日以内)	⑫	実績報告書等 の提出	選手等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成決定者は、助成活動完了後に実績報告書等 (P 1 3 ~ 1 4 参照) をN Fに提出してください。
	⑬	実績報告書等 を確認・承認 の上、提出	N F	<ul style="list-style-type: none"> ➤ N Fは、助成活動が完了した助成決定者に、実績報告書等 (P 1 3 参照) の提出を依頼し、確認・承認した上で、とりまとめてJ P Cに提出してください。
	⑭	実績報告書等 を確認の上、 提出	J P C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J P Cは、N Fから提出された実績報告書等 (P 1 3 参照) を確認した上で、提出期日 (P 1 3 参照) までに、とりまとめてJ S Cに提出してください。
5月	⑮	助成金の額の 確定及び助成 金の交付	J S C	<ul style="list-style-type: none"> ➤ J S Cは、実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金の額を確定し、当該助成決定者、N F及びJ P Cに対し、助成金の額の確定通知書を送付します。 ➤ J S Cは、助成決定者に助成金 (未払額) を交付します。
		助成金の返還	選手等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 助成決定者は、助成金の額を確定した場合において、既にその額を超過した助成金が交付されているときは、J S Cに超過した額を、別に通知を受けた期限までに返還してください。 ➤ 返還等については、J S Cから助成決定者、N F及びJ P Cに通知します。

※選手・指導者等の書類提出期日についてはN Fに、N Fの書類提出期日についてはJ P Cにご確認ください。

※選手・指導者等に通知文書等を送付する場合は、N Fを通じて行います。

※審査の状況等によりスケジュールが変更となる場合があります。

※令和4年度より、提出書類については原則として「押印不要/データ提出」といたします（誓約書及び振込口座に係る委任状を除く。）。

3 推薦手続きについて

(1) J P C

J P Cは、J S Cからの助成対象者の推薦依頼（配分計画を含む。）に基づき、N Fに対して候補者の選出を依頼し、N Fと協議の上、提出書類①～④を作成し、メールに添付して別に通知する日までに、J S Cに提出してください。

その際、N Fから提出された助成活動計画書及び収支予算書（提出書類⑤・⑥）についても審査の上、その他参考資料（提出書類⑦）と併せてメールに添付して提出してください。

【提出書類】

- ① 推薦書 （様式 1）
- ② 推薦者一覧 （様式 2 - 1）
- ③ 推薦調書（海外研さん活動） （様式 3）
- ④ 推薦調書（能力育成教育） （様式 4）
- ⑤ 助成活動計画書 （N Fから提出されたもの）
- ⑥ 収支予算書 （N Fから提出されたもの）
- ⑦ 参考資料 （エリート認定一覧等、助成対象者の要件を満たしていることが分かるもの）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnспорт.go.jp

(2) N F

J P Cから候補者の選出依頼を受けたN Fは、海外研さん活動及び能力育成教育の制度概要や規程等を周知・説明した上で、候補者を選出し、候補者に助成活動計画書及び収支予算書（提出書類①・②）の提出を依頼してください。そして、提出された書類の内容について確認し、N Fの長が承認した上で、提出期日までに、推薦調書等を添付してJ P Cにメールにて提出してください（提出期日、提出先及び提出書類は、J P Cにご確認ください。）。

(3) 選手及び指導者等

N Fから、J S Cに推薦される候補者として選出された選手及び指導者等は、提出期日までに、助成活動計画書及び収支予算書（提出書類①・②）をN Fに提出してください（提出期日及び提出先は、N Fにご確認ください。）。

※選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合は、「10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について」（P 1 5 参照）をご確認ください。

【提出書類】

- ① 助成活動計画書 （様式 5 又は様式 6）
- ② 収支予算書 （様式 8 又は様式 9）

提出にあたっての留意事項（JPC、NF、選手及び指導者共通）

※JSCの定める書式（助成活動計画書及び収支予算書）は、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/969/Default.aspx>

※推薦手続に必要な提出書類は、原則としてメールに添付して提出してください。

※メールによる提出にあたっては、書類の内容が分かるよう、ファイル名を付してください。

例）助成活動計画書（競技名・氏名）.xlsx

※提出にあたっては「15 提出書類チェック表（推薦時提出書類チェック表）」（P18～19）参照）をよくご確認の上、提出してください。

4 助成決定者の選定及び交付決定の手続きについて

スポーツ振興事業助成審査委員会の審議を経て、助成金の配分額を決定し、その範囲内において、助成決定者となる者を、審査の上、選定します。

審査結果については、JPCに通知します。選定された選手及び指導者等には、NFを通じ、助成決定者選定通知を送付しますので、通知を受けた場合は、以下のとおり手続きを進めてください。必要書類全ての提出をもって、助成金の交付決定を行いますので、提出物に遺漏がないよう注意してください。また、選定されなかった選手及び指導者等に対しては、NFを通じてその旨を通知します。

なお、助成金の交付決定は、助成財源の範囲内で行いますので、交付決定に至らない又は申請額から減額して交付決定を行う場合があります。

また、交付決定した場合は、助成決定者、NF及びJPCにその旨通知します（助成決定者にはNFを通じて通知します。）。審査手続期間中の採否に関するお問合せにはお答えできませんのでご了承ください。

(1) NF

NFは、選定通知を受けた選手及び指導者等に、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～③を提出するよう依頼してください。そして、提出された書類の内容を確認した上で、別に通知する日までに、JSCにメールに添付して提出してください。ただし、委任状（本人名義以外の口座に振込む場合）及び誓約書（提出書類③）については、「自署又は記名・押印」の上で紙媒体により提出してください。

【提出書類】

① 助成金交付申請書（実施要領別記様式第1）

② 銀行振込依頼書（ホームページ掲載様式）

※選手が未成年である等を理由として、本人名義以外の口座への振込を希望する場合は委任状（紙媒体にて提出）が必要です。なお、委任する場合の振込先も、親族等の個人名義の口座としてください。所属先やマネジメント会社の口座を指定することはできません。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。

③ 誓約書（紙媒体にて提出）（ホームページ掲載様式：令和4年度用）

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnssport.go.jp

<紙媒体提出先>

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

(2) 選手及び指導者等

選定通知を受けた選手及び指導者等は、提出期日までに、助成金の交付を受けるための申請に係る提出書類①～③を、NFに提出してください（提出期日及び提出先は、NFにご確認ください。）。

誓約書の提出にあたっては、誓約書の記載内容をよく確認の上、「自署又は記名・押印」してください。提出書類①～③のいずれかひとつでも未提出の場合は、交付決定を行いません。

※選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合は、「10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について」（P 15 参照）をご確認ください。

【提出書類】

① 助成金交付申請書 （実施要領別記様式第1）

② 銀行振込依頼書 （ホームページ掲載様式）

※本人名義以外の口座に振込む場合は委任状（紙媒体にて提出）が必要です。

※委任状の様式は任意ですが、参考例をホームページに掲載しています。

③ 誓約書（紙媒体にて提出） （ホームページ掲載様式：令和4年度用）

提出にあたっての留意事項（NF、選手及び指導者共通）

※JSCの定める書式（提出書類①～③）は、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.jpnssport.go.jp/sinko/kuji/tabid/971/Default.aspx>

※交付決定の手續に必要な提出書類は、原則としてメールに添付して提出してください。ただし、誓約書、委任状（本人名義以外の口座に振込む場合）は紙媒体にて提出してください。

※メールによる提出にあたっては、書類の内容が分かるよう、ファイル名を付してください。

例) 助成金交付申請書（競技名・氏名）.docx

※書類（紙媒体）を郵送にて提出する際は、封筒に「基金助成金申請書在中」と朱書きし、簡易書留・宅配便等、配達記録の残る方法で提出してください。

※提出にあたっては、「15 提出書類チェック表（交付申請時提出書類チェック表）」（P 20）参照をよくご確認の上、提出してください。

5 報告書類の提出について

(1) J P C

J P Cは、N Fに実績報告書等の提出を依頼し、提出された実績報告書等を確認の上、提出期日までに、J S Cにメールに添付して提出してください。

なお、期日までに報告書等の提出がない場合は、助成金交付の取消しを行う場合もありますので、ご注意ください。

【提出先】

<送信用メールアドレス>

josei4@jpnспорт.go.jp

【提出期日】

令和5年4月10日（月）

※活動の完了から30日を経過した日又は提出期日のいずれか早い日

(2) N F

N Fは、助成決定者に実績報告書等の提出を依頼してください。そして、提出された実績報告書等の内容について確認し、N Fの長が承認した上で、提出期日までに、J P Cにメールに添付して提出してください（提出期日及び提出先は、J P Cにご確認ください。）。

(3) 選手及び指導者等

助成決定者は、提出期日までに、提出書類①～⑥を、N Fにメールに添付して提出してください（提出期日及び提出先は、N Fにご確認ください。）。

※選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合は、「10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について」（P 15 参照）をご確認ください。

【提出書類】

- ① 実績報告書（実施要領別記様式第8）
- ② 助成活動報告書（ホームページ掲載様式）
- ③ 収支計算書（ホームページ掲載様式）
- ④ 収支に関する証拠書類（実施要領第13条に定める書類（領収書等））
※提出書類①～④は海外研さん活動及び能力育成教育において提出が必要です。
※原本（紙媒体）を提出する必要はありません。
- ⑤ 活動状況レポート及び活動時の写真
※海外研さん活動のみ
※活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出してください。
※J S Cのホームページに掲載する場合がありますので、Word 又は Excel により提出してください。
- ⑥ 社会貢献活動レポート及び活動時の写真
※能力育成教育のみ
※助成活動実施期間中に、30日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行うこととしています。活動状況を400字程度にまとめ、写真と併せて提出してください。

※JSCのホームページに掲載する場合がありますので、Word又はExcelにより提出してください。

提出にあたっての留意事項（JPC、NF、選手及び指導者共通）

※JSCの定める書式（提出書類①～③）は、JSCのホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.jpnsport.go.jp/sinko/kuji/tabid/972/Default.aspx>

※活動報告時に必要な提出書類は、原則としてメールに添付して提出してください。

※メールによる提出にあたっては、書類の内容が分かるよう、ファイル名を付してください。

例）収支計算書（競技名・氏名）.xlsx

※提出にあたっては、「15 提出書類チェック表（活動報告時提出書類チェック表）」（P 2 1 参照）をよくご確認の上、提出してください。

6 助成金の額の確定について

JSCは、提出された実績報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、助成金の額の確定を行います。

なお、額の確定の際、活動の収支や審査の状況等により、助成金の額の減額又は交付決定の取消しとなる場合があります。

7 助成金の交付（支払）について

助成金の交付（支払）は、活動完了後に提出される実績報告書を審査の上、助成金の額の確定後に銀行振込により行います。

ただし、助成金概算払申請書が提出された場合は、交付決定額の半額を上限に概算払します。助成金の概算払が必要な助成決定者は、交付決定後、指定された期日までに、NFを通じて提出書類①をJSCにメールに添付して提出してください（提出期日及び提出先は、交付決定時にお知らせします。）。

この場合、概算払により受領した助成金に発生した預金利息は、助成事業の収入となります。

なお、助成金の額の確定後、既に交付した助成金に差異（過不足）が生じた場合は、助成金の返還又は未交付額の交付を行うこととなります。

※助成金を返還することとなった場合、返還期限は返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金が科されます。

※選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合は、「10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について」（P 1 5 参照）をご確認ください。

【提出書類】

① 助成金概算払申請書（実施要領別記様式第11）

※メールに添付して提出してください。

8 助成活動の中止・変更について

助成活動を中止する事由が生じた場合の手続きについては、スポーツ振興事業部支援企画課アスリート支援係までお問い合わせください（「13 お問い合わせ先」（P 17）参照。）。

手続きが取られた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成決定者、NF及びJPCにその旨通知します（助成決定者にはNFを通じて通知します。）。

また、やむを得ない事由により助成活動計画を変更しようとする場合についても、あらかじめ、スポーツ振興事業部支援企画課アスリート支援係までお問い合わせください（「12 お問い合わせ先」（P 17）参照）。

9 交付決定の取消し及び罰則について

JSCに虚偽の報告を行い助成金を受給する等の不正受給を行った場合等には、交付決定を取り消し、次の処分を科します。

- ・交付決定の取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命じるとともに、返還すべき金額につき、年10.95%の割合で計算した加算金の納付を科します。

※助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とし、期限内に納付しなかった場合、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を科します。

- ・JSCが定める期間において、助成対象者から除外します（アスリート助成、選手・指導者研さん活動助成を受けることはできません）。

なお、不正受給にNFが関与した場合は、NFにも罰則を科す場合があります。NFにおいては、所属選手及び指導者等の活動の把握及び誓約事項の遵守に関する指導等を徹底するとともに、助成決定者を取り巻く関係者及びNF役職員等に対しても制度の概要や規程等を周知・説明するようにしてください。

10 選手及び指導者等本人による書類作成が難しい場合について

各種提出書類は選手及び指導者等ご自身により作成いただくこととしておりますが、障害により選手ご自身での作成が難しい場合は、代理の方（原則、助成対象者本人の親族に限ります。）が代筆することが可能です。代筆する場合は、提出書類とともに別途代筆委任状を提出ください。

【提出書類】

- ① 代筆委任状（ホームページ掲載様式）

11 助成金を受給する上での留意事項等（重要）

助成決定者は、助成活動の経理について、収支簿を備え、他の経理と区分して助成活動の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにするとともに、当該収支簿及び収支に関する証拠書類を、助成活動の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存し、実績報告時及びJSCの指示があった場合は、直ちに提出できるようにしておく必要があります。

収支に関する証拠書類を提出できない場合は、対象経費とならず、助成金を返還いただくこともあります。

12 その他

（1）助成活動の公開等

JSCは、助成活動の実施結果等について、不開示情報を除き、ホームページ等に公開します。

なお、提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。

また、助成金交付手続きに必要な書類に含まれる個人情報については、当該審査業務以外の用途に使用いたしません。

（2）助成活動等の評価等

助成決定者に対しては、助成対象期間終了後においても、JSCが定める当該助成活動等に係る評価及び経年後の調査等を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

（3）スポーツくじ（toto・BIG）理念広報への協力依頼

スポーツくじ（toto・BIG）の収益の一部は、選手・指導者研さん活動助成の財源となっています。

スポーツくじは「日本のスポーツの発展」に寄与するシステムであることをご理解いただき、このシステムを支えるくじの購入者へ感謝の意を伝えること及び更なるスポーツくじの応援団を増やすために、理念広報へご協力をお願いします。

【理念広報の一例】

- ・ JSC主催のイベントへの出演
- ・ ホームページやSNS、広報誌へ掲載する記事への取材協力や活動写真の提供
- ・ スポーツ教室や講演会等のスポーツ普及活動における、スポーツくじのPR

スポーツくじの社会的意義が深まることで、安定的なスポーツ振興助成財源の確保へとつながります。

toto・BIG公式 facebook ページや Instagram ページへ「いいね！」やフォロー、シェアをしていただき、SNS での拡散にもご協力をお願いします。

13 お問い合わせ先

独立行政法人日本スポーツ振興センター

スポーツ振興事業部 支援企画課 アスリート支援係

〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35

TEL : 03-5410-9172

メール : josei4@jpnспорт.go.jp

14 提出書類チェック表

【 推薦時提出書類チェック表 】

(1) 海外研さん活動

No.	提出書類	提出方法	項目	チェック内容	チェック欄
1	推薦調書 (様式3)	メール (データ)	候補者氏名、選手・指導者の別、所属競技団体	・氏名、「選手」または「指導者」、所属競技団体名がそれぞれ記入されているか。	
			活動内容及び詳細日程	・現地到着・出発日の年月日、発着地名(国名)、訪問先等、滞在日数、活動内容が正しく記入されているか。 ※日程は、滞在費計算書(海外研さん活動カレンダー)と一致すること。	
			予定経費の内訳	・金額、内訳が正しく記入されているか。 ※助成活動計画書及び収支予算書の内容と一致すること。	
2	助成活動計画書 (様式5) ※障害により障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	申請者名	・選手本人の氏名が記載されているか。	
			期間	・海外での活動の滞在予定期間が正しく記入されているか	
			場所	・国名、所属チーム、練習場所等が正しく記入されているか。	
			目的・競技環境・期待される成果	・当該活動の目的、当該活動の重要性等(国内でなく、海外において活動する理由を含める)についてできるだけ具体的に記入されているか。 ・研さん地の競技環境や強化体制が具体的に記入されているか。 ・期待される成果は、数値目標を含めて記入されているか。	
			資金計画	・「資金計画」欄は、正しく記入されているか。 ※収入において、千円以下は自己負担とすること。 ※収支予算書の金額と一致すること。 ※支出合計金額は、推薦調書の予定経費内訳の金額と一致すること。 ※収入合計金額と支出合計金額は、一致すること。	
		NF確認欄(NF記入)	・記載内容を確認の上、承認日、団体名、団体の長名(「団体の長」であること。強化部長等不可。)を記入したか。		
3	収支予算書 (様式8)	メール (データ)	申請者名	・選手本人の氏名が記載されているか。	
			支出	・積算内訳が正しく記入されているか。 ・助成対象とならない経費を助成対象経費として計上していないか。 ※旅費は公共交通機関の利用を原則とし、最も経済的かつ効率的な経路が対象です。 ※渡航費は1往復分のエコノミークラスが対象です。 ※滞在費は海外研さん活動期間カレンダーを使って算出してください。 ※NF強化合宿やNF招集の大会等に参加した日に係る滞在費は助成対象となりません。 ※コロナ対策経費は助成対象経費総額の10%が上限です。 ※コロナ対策経費は海外研さん活動に直接必要となる経費のみが対象です。 ※海外旅行保険料は受益者負担の観点から助成対象経費とはなりません。	
4	滞在費計算書 (海外研さん活動期間カレンダー)	メール (データ)	氏名、所属、期間、場所	・推薦調書、助成活動計画書と内容が一致しているか。	
			区分	・活動場所の区分は、ブルダウリストより選択したか。	
			カレンダー	・ブルダウリストより以下の記号を正しく選択しているか。 ○…宿泊を伴う滞在日 △…宿泊を伴わない移動日 ◎…宿泊を伴う隔離期間(外国到着時) ×…宿泊を伴う隔離期間(日本帰国時) ※月ごとの宿泊日数計等が正しく計算されているか確認すること。	
			滞在費計算書	・外国到着日、出発日がある場合は、滞在費計算書に該当日数を記入したか。 ・滞在費の単価が正しく反映されているか。 ※区分(活動場所)により、単価が異なります。	
5	添付資料	メール (データ)	—	・助成対象者の要件を満たしていることが分かる資料が添付されているか。	

※記入例や本手引「3 推薦手続きについて」(P10～11)も併せてご確認ください。

※実施要領別表「助成対象経費の基準等」や会計処理の手引も併せてご確認ください。

(2) 能力育成教育

No.	提出書類	提出方法	項目	チェック内容	チェック欄
1	推薦調書 (様式4)	メール (データ)	氏名、年齢、住所、 関係競技種目	・正しく記入されているか。	
			助成対象者の区分	・該当する箇所にチェックが付いているか。	
			活動予定期間	・正しく記入されているか。 ※活動予定期間が定めた範囲内(原則2か年度以内)であるか。	
			教育機関等の名称	・正しい名称が記入されているか	
			受ける教育内容	・内容が具体的に明記されているか	
			予定経費内訳	・予定経費内訳は、正しく記入されているか。 ※合計金額が助成活動計画書の支出額と一致すること。	
2	助成活動計画書 (様式6) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	申請者名	・選手本人の氏名が記載されているか。	
			受ける教育内容	・受ける教育内容が記入されているか。	
			期間 (活動予定期間)	・期間に今年度の助成対象期間が記入されているか。 ・活動予定期間に本教育に要する全期間(原則2か年度以内)が記入されているか。	
			教育機関等の名称	・教育機関等の名称が正しく記入されているか。 ※未定の者は、希望(予定)する教育機関等の名称を記入すること。	
			目的及び期待される成果	・「目的及び期待される成果」欄に、目的及び期待される成果について重要性等できるだけ具体的に記入されているか。	
			資金計画	・「資金計画」欄は、正しく記入されているか。 ※収入において、千円以下は自己負担とすること。 ※収支予算書の金額と一致すること。 ※支出合計金額は、推薦調書の予定経費内訳の金額と一致すること。 ※収入合計金額と支出合計金額は、一致すること。	
			NF確認	・NFにおいて、記載内容を確認の上、承認日、団体名、団体の長名(「団体の長」であること。強化部長等不可。)を記入したか。	
3	収支予算書 (様式9)	メール (データ)	申請者名	・選手本人の氏名が記載されているか。	
			支出	・積算内訳が正しく記入されているか。 ・助成対象とならない経費を助成対象経費として計上していないか。 ※旅費は公共交通機関を利用した、一定距離以上の通学費(授業期間中)が対象です。 ※スポーツ用具費は学校から購入を指示され、授業のみで使用するものが対象です。 ※消耗品費は学校から購入を指示され、授業のみで使用するものが対象です。 ※コロナ対策経費は助成対象経費総額の10%が上限です。 ※コロナ対策経費は能力育成教育に直接必要となる経費のみが対象です。 ※保険料や後援会費は受益者負担の観点から対象経費とはなりません。	
4	添付資料	メール (データ)	—	・助成対象者の要件を満たしていることが分かる資料が添付されているか。	

※記入例や本手引「3 推薦手続きについて」(P10～11)も併せてご確認ください。

※実施要領別表「助成対象経費の基準等」や会計処理の手引も併せてご確認ください。

【 交付申請時提出書類チェック表 】

海外研さん活動・能力育成教育共通

No.	提出書類	提出方法	項目	チェック内容	チェック欄
1	助成金交付申請書 (別記様式第1) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	文書番号 (右上)	・未記載となっているか。 ※個人助成においては、文書番号は必要ありません。	
			日付	・選定通知日～NF提出期日までの日が記入されているか。	
			年度	・年度が正しく記入されているか。 ※見出し・本文2行目の2箇所に記入すること。	
			交付申請額	・金額が正しく記入されているか。 ※選手・指導者研さん活動助成とアスリート助成の両方に申請する場合は、合計金額を記入すること。	
2	銀行振込依頼書 ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	日付	・選定通知日～NF提出期日までの日が記入されているか。	
			郵便番号、住所、氏名、所属競技団体	・郵便番号、住所、氏名、所属競技団体が正しく記入されているか。選手本人の記名がされているか。 ※親権者の口座に振り込む場合も、選手本人の記名をすること。	
			振込先の銀行名、支店名、金融コード、預金種類、店番号、口座番号	・振込先の銀行名、支店名、金融コード、預金種類、店番号、口座番号が正しく記入されているか。 ※間違っていると助成金が振込まれないので、よく確認して記入すること。	
			口座名	・個人名義の口座名が記入されているか。 ※委任状を提出している場合は、委任されている者と同じ氏名を記入すること。 この場合も同様に親族等の個人口座を記入すること。	
	委任状(任意様式) ※本人名義以外の口座に振込を行う場合に必要となります。 ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	郵送 (紙媒体)	住所、氏名、続柄 (委任されている者)	・委任されている者の住所、 続柄 、氏名が記入されているか。 ※銀行振込依頼書に記入のある、受け取り口座の名義と同じ氏名を記入すること。	
			委任内容	・令和4年度スポーツ振興基金助成金受領について委任したことが記入されているか。	
			日付	・「日付」について、選定通知日～NF提出期日までの日が記入されているか。	
			住所 (助成対象者)	・助成対象者本人の住所が記入されているか。	
3	誓約書 ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	郵送 (紙媒体)	年度	・令和4年度の誓約書を使用しているか。	
			助成区分	・正しい助成区分の誓約書を使用しているか。 ※誓約書は、「海外研さん活動」、「能力育成教育」、「アスリート助成」で異なります。	
			日付	・選定通知日～NF提出期日までの日が記入されているか。	
			住所、氏名	・住所(居所)が正しく記入されているか。 ・氏名欄に、選手本人の署名もしくは、記名及び押印がされているか。	

※記入例や本手引「4 助成決定者の選定及び交付決定の手続きについて」(P.11～12)も併せてご確認ください。

※紙媒体で提出する書類について、鉛筆やフリクションペンで記載されている場合は、再提出していただきます。ボールペン等消えないペンを使って、記載してください。また、修正液、修正テープについては使用せず、再作成をお願いします。

【 活動報告時提出書類チェック表 】

(1) 海外研さん活動

No.	提出書類	提出方法	チェック内容	チェック欄
1	実績報告書 (実施要領別記様式第8) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	・日付が記入されているか(個人助成においては、NFの発番は不要)。 ・「申請者名」欄に、選手本人の氏名が記載されているか。	
2	助成活動報告書 (ホームページ掲載様式) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	・「申請者名」欄に、選手本人の氏名が記載されているか。 ・期間、場所が正しく記入されているか。 ・活動内容(研さん地の競技環境・強化体制・練習内容等)が具体的に記入されているか。 ・得られた成果(国内ではなく海外にて行うことによって得られた成果)が具体的に記入されているか。 NFにおいて、記載内容を確認の上、承認日、団体名、団体の長名(「団体の長」であること。強化部長等不可。)を記入したか。	
3	収支計算書 (ホームページ掲載様式) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	・申請者名が正しく記入されているか。 ・助成対象経費となる経費のみ、対象経費に計上しているか。 ※旅費は公共交通機関の利用を原則とし、最も経済的かつ効率的な経路が対象です。 ※渡航費は1往復分のエコノミークラスが対象です。 ※滞在費は海外研さん活動期間カレンダーを使って算出してください。 ※NF強化合宿やNF招集の大会等に参加した日に係る滞在費は助成対象となりません。 ※コロナ対策経費は助成対象経費総額の10%が上限です。 ※コロナ対策経費は海外研さん活動に直接必要となる経費のみが対象です。 ※海外旅行保険料は受益者負担の観点から助成対象経費とはなりません。 ・支出に関する証拠書類があるもののみ、対象経費として計上しているか。 ・積算内訳が正しく記入されているか。 ・基金助成金の既定予算額は、交付決定された額となっているか。 ・収入額の合計と支出額の合計は同額であるか。	
4	収支に関する証拠書類 (実施要領第13条に定める書類)	メール (データ)	・対象経費とするもの全ての領収書等があるか(旅費・渡航費・コロナ対策経費)。 ・パスポートの写しや航空券の半券等、滞在日を証明する書類を添付しているか。	
5	活動状況レポート(任意様式) 活動時の写真(複数枚) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	・活動状況を400字程度にまとめているか。 ・選手がトレーニングをしている様子がわかる写真を複数添付し、雑誌等から流用していないものを提出すること。	

※記入例や本手引「5 報告書類の提出について」(P.13~14)も併せてご確認ください。

※実施要領別表「助成対象経費の基準等」及び会計処理の手引も併せてご確認ください。

(2) 能力育成教育

No.	提出書類	提出方法	チェック内容	チェック欄
1	実績報告書 (実施要領別記様式第8) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・日付が記入されているか(個人助成においては、NFの発番は不要)。 ・「申請者名」欄に、選手本人の氏名が記載されているか。 	
2	助成活動報告書 (ホームページ掲載様式) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・「申請者名」欄に、選手本人の氏名が記載されているか。 ・期間、場所が正しく記入されているか。 ・活動内容については、できるだけ具体的に記入されているか。 ・NFにおいて、記載内容を確認の上、承認日、団体名、団体の長名(「団体の長」であること。強化部長等不可。)を記入したか。 	
3	収支計算書 (ホームページ掲載様式) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名が正しく記入されているか。 ・助成対象経費となる経費のみ、対象経費に計上しているか。 ※旅費は公共交通機関を利用した通学費(授業期間中)が対象です。 ※スポーツ用具費は学校から購入を指示され、授業のみで使用するものが対象です。 ※消耗品費は学校から購入を指示され、授業のみで使用するものが対象です。 ※コロナ対策経費は助成対象経費総額の10%が上限です。 ※コロナ対策経費は能力育成教育に直接必要となる経費のみが対象です。 ※保険料や後援会費は受益者負担の観点から対象経費とはなりません。 ・支出に関する証拠書類があるもののみ、対象経費として計上しているか。 ・積算内訳が正しく記載されているか。 ・基金助成金の既定予算額は、交付決定された額となっているか。 ・収入額の合計と支出額の合計は同額であるか。 	
4	収支に関する証拠書類 (実施要領第13条に定める書類)	メール (データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象経費とするもの全ての領収書等があるか。 ・助成活動に直接要した経費がわかりにくい経費については、補足資料を添付しているか(助成対象活動(学業)のみではなく、日常生活でも使用するものについては、対象経費とできません。助成対象活動のみで使用していることを証明ください。) ・大学等の在学証明書等の活動の実実を証する書類が添付されているか。 	
5	社会貢献活動レポート(任意様式) 活動時の写真(複数枚) ※障害により選手及び指導者等本人の作成が難しい場合は、代筆委任状を提出すること。	メール (データ)	<ul style="list-style-type: none"> ・助成活動実施期間中において、30日間以上、スポーツに関する社会貢献活動を行っているか。 ・活動状況を400字程度にまとめているか。 ・写真は複数添付し、雑誌等から流用してないものを提出すること。 	

※記入例や本手引「5 報告書類の提出について」(P.13～14)も併せてご確認ください。

※実施要領別表「助成対象経費の基準等」及び会計処理の手引も併せてご確認ください。